

事 務 連 絡  
平成18年12月27日

保険医療機関  
保 険 薬 局 各 位

岡山県国民健康保険団体連合会

診療報酬請求書・明細書等の記載について（お願い）

国保の業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年10月から健康保険法等一部改正並びに単県医療費公費負担制度の見直しが行われたところです。

つきましては、診療報酬請求書等の提出をされる場合、下記に該当する事項がございましたら、次回からの提出にあたりまして、ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 送付書について

- ・月遅れ請求（9月診療以前分）については、請求書は別々に作成をお願いしていますが、送付書は1枚にまとめて集計してください。

#### 2. 請求書・公費負担医療欄の記載について

- ①従前は、老人保健と原爆医療等の公費併用分は、老人保健欄の備考欄に記載していただいていたましたが、平成18年10月診療分からは公費負担医療欄に国保・退職・老人を問わず公費負担医療制度毎に合算して記載してください。『件数、診療実日数（処方せん受付回数）、点数、一部負担金、及び食事・生活療養費については件数、回数、金額、標準負担額』
- ②国保組合については新様式（市町村と同じ）の請求書を使用し、組合員・その他の区別なく該当する給付割合の欄に記載してください。（全国歯科医師国保組合は、組合員とその他で給付割合が異なりますが、請求書の一般被保険者の欄に合算で集計してください）

なお、旧組合用請求書は平成19年3月提出分まで取り繕いは可能です。

3. レセプトの記載について(歯科・調剤は様式が異なりますが、同じ扱いです)

- ①単県公費(41・80・85・86)の一部負担金額は窓口支払額ではなく、10円未満の端数を四捨五入する前の一部負担金を1円単位で記載してください。

(例)

療養の給付		請 求	決 定	一部負担金
		点	点	円
療養の給付	保険	1,063		
	公費①	1,063		1,060(誤) → 1,063(正)

- ②85等の一部負担金が0円になるケースもレセプト一部負担金欄は空欄ではなく0を記載してください。(赤磐市は1割の方が発生します:後出)

(例)

療養の給付		請 求	決 定	一部負担金
		点	点	円
療養の給付	保険	1,063		
	公費①	1,063		0

- ③前期高齢者、27老人と80又は86併用の場合で、入院時、在医総管、在宅末期についての一部負担金は10円単位で記載してください。

(例1) 入院: 27+80併用

療養の給付		請 求	決 定	一部負担金
		点	点	円
療養の給付	保険	12,345		12,350
	公費①	12,345		12,350

(例2) 27+80併用(入院時、在医総管、在宅末期)

80に対する低所得金額を1段目に記入しないでください。

レセプトの低所得表示は老人受給者証等に低所得表示がある場合が該当。

療養の給付		請 求	決 定	一部負担金
		点	点	円
療養の給付	保険	5,000		2,000(誤) → 5,000(正)
	公費①	5,000		2,000

